

# 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

## 新旧対照表

平成 29 年 10 月 2 日

改 定 後	改 定 前
<p><b>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</b></p> <p><b>第 1 条 (約款の趣旨)</b></p> <p>1 この約款は、お客さまが租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座にかかる非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、百五証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号および第 4 号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><b>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</b></p> <p>1 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項にもとづき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限りします。) または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課</p>	<p><b>非課税上場株式等管理に関する約款</b></p> <p><b>第 1 条 (約款の趣旨)</b></p> <p>1 この約款は、お客さまが租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座にかかる非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、百五証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 (省 略)</p> <p><b>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</b></p> <p>1 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項にもとづき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等 (住民票の写し等については、平成 29 年 9 月 30 日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限りします。)、 「非課税適用確認書の交付申請書」 (既に当社に非課税口座を開設しており、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限りします。) または「非課税口座</p>

改 定 後	改 定 前
<p>税口座を開設している場合には、「<u>非課税適用確認書</u>」「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが<u>租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定</u>に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」をあわせて受領し、当社にて保管します。</p> <p>2～3 （現行どおり）</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37項の14第5項第<u>8</u>号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します</p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受け</p>	<p>開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」をあわせて受領し、当社にて保管します。</p> <p>2～3 （省 略）</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37項の14第5項第<u>5</u>号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します</p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受け</p>

改 定 後	改 定 前
<p>た場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が設けられることになっていたとき</p> <p>5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>7 (現行どおり)</p>	<p>場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>が設けられることになっていたとき</p> <p>5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>7 (省 略)</p>
<p><b>第3条（非課税管理勘定の設定）</b></p> <p>1 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約にもとづき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第</p>	<p><b>第3条（非課税管理勘定の設定）</b></p> <p>1 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約にもとづき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号</p>

改 定 後	改 定 前
<p>1 項第1号に規定する<u>上場株式等</u>をいいます。以下同じ。)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された<u>非課税管理勘定の勘定設定期間</u>においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</p>	<p>に規定する株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(<u>設定しようとする非課税管理勘定にかか</u>る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</p>
<p><b>第3条の2(累積投資勘定の設定)</b></p> <p>1 <u>非課税口座にかか</u>る非課税の特例の適用を受けるための<u>累積投資勘定</u>(この契約にもとづき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「<u>勘定廃止通知書</u>」に記載された<u>累積投資勘定の勘定設定期間</u>においてのみ設けられます。</p>	<p>(新 設)</p>

改 定 後	改 定 前
<p>2 <u>前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</u></p> <p><b>第4条（非課税管理勘定における処理）</b></p> <p>1 <u>非課税上場株式等管理契約にもとづいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。</u></p> <p>2 <u>非課税累積投資契約にもとづいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。</u></p> <p><b>第5条（非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲）</b></p> <p>1 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業部店にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業部店に保管の委託がされるものに限り、<u>租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。</u>）のみを受入れます。</p> <p>(1) 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項にもとづき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた</p>	<p>第4条（非課税管理勘定における処理）</p> <p>上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。</p> <p>(新 設)</p> <p><b>第5条（非課税口座に受入れる上場株式等の範囲）</b></p> <p>1 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業部店にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業部店に保管の委託がされるものに限りま</p> <p>す。）のみを受入れます。</p> <p>(1) 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項にもとづき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期</p>

改 定 後	改 定 前
<p>上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいい、<u>ロの移管</u>により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出時の金額をいいます。）の合計額が120万円（<u>本項第2号により受入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額</u>）を超えないもの</p> <p>イ <u>非課税管理勘定が設けられた日から同日</u>の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する上場株式等の募集に該当するものに限り）により取得をした上場株式等で、その取得後ただちに非課税口座に受入れられるもの</p> <p>ロ <u>他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業部に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定にもとづき移管がされる上場株式等（本項第2号に掲げるものを除きます。）</u></p> <p><u>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定にもとづき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされ</u></p>	<p><u>間」といいます。）</u>に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいい、<u>ロの場合、非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定からの移管</u>により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの</p> <p>イ <u>受入期間内</u>に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する上場株式等の募集に該当するものに限り）により取得をした上場株式等で、その取得後ただちに非課税口座に受入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業部に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から<u>租税特別措置法その他の法令で定める手続きにより移管がされる上場株式等</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>る上場株式等</u></p> <p>(3) <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する上場株式等</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><b>第 5 条の 2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p><u>当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約にもとづいて取得した次に掲げる上場株式等 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託にかかる委託者指図型投資信託約款 (外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類) において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 13 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの) に限りま</u> <u>す。)のみを受け入れます。</u></p> <p>(1) <u>第 3 条の 2 第 2 項にもとづき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が 40 万円を超えないもの</u></p> <p>(2) <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 18 項において準用する同条第 11 項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する上場株式等</u></p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p>	<p>(2) <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項に規定する上場株式等</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 条 (省 略)</p>

改 定 後	改 定 前
<p><b>第7条 (譲渡の方法)</b></p> <p>1 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定にもとづいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業部店を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業部店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>2 <u>累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法ならびに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u></p>	<p><b>第7条 (譲渡の方法)</b></p> <p>非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定にもとづいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業部店を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第3号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業部店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>
<p><b>第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p>1 <u>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1項第1号ロおよび第2号に規定する移管にかかるもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由にかかるとらびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)</u>があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受入れなかったものであって、非課税管理勘定に</p>	<p><b>第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p><u>非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由にかかるものおよび特定口座への移管にかかるものを除きます。)</u>があった場合(第5条第1項第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受入れなかったものであって、非課税口座に受入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さまに対し、当該払出しをした上場</p>



改 定 後	改 定 前
<p>受入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま (相続または遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)) による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者) に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2 <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 18 項において準用する同条第 11 項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)</u> があった場合 (同項第 1 号、第 4 号及び第 10 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま (相続または遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)) による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者) に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および</p>	<p>株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(新 設)</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</u></p>	
<p><b>第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</b></p> <p>1 <u>この約款にもとづき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</u></p> <p>2 <u>前項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u></p> <p>(1) <u>お客さまから当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合</u>  <u>非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u></p> <p>(2) <u>お客さまが当社に特定口座を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合</u>  <u>特定口座への移管</u></p> <p>(3) <u>前各号に掲げる場合以外の場合</u>  <u>一般口座への移管</u></p>	<p><b>第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い）</b></p> <p>1 <u>本約款にもとづき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</u></p> <p>2 <u>前項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。</u></p> <p>(1) <u>第5条第1項第1号ロにもとづく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管（ただし、移管にかかる払出時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限ります。）</u></p> <p>(2)</p> <p>(2) <u>非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座（他の株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託にかかる口座をいいます。）への移管（特定口座への移管は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）</u></p> <p style="text-align: right;">（新 設）</p>
<p><b>第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）</b></p> <p>1 <u>この約款にもとづき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします</u></p>	<p style="text-align: right;">（新 設）</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</u></p> <p>2 <u>前項の終了時点で、累積投資勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に</u> <u>応じ、当該各号に定めるところにより取扱</u> <u>うものとします。</u></p> <p>(1) <u>お客さまが当社に特定口座を開設</u> <u>しており、お客さまから当社に対して</u> <u>租税特別措置法施行令第25条の10の</u> <u>2第14項第25号イに規定する書類の</u> <u>提出があった場合 特定口座への移</u> <u>管</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合以外の場合 一</u> <u>般口座への移管</u></p>	
<p><b>第10条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</b></p> <p>1 <u>当社は、お客さまから提出を受けた第2</u> <u>条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非</u> <u>課税口座開設届出書」の提出後に氏名また</u> <u>は住所の変更にかかる「非課税口座異動届</u> <u>出書」の提出があった場合には、当該「非</u> <u>課税口座異動届出書」をいいます。)に記</u> <u>載または記録されたお客さまの氏名およ</u> <u>び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に</u> <u>応じて当該各号に定める事項と同じであ</u> <u>ることを、基準経過日(お客さまが初めて</u> <u>非課税口座に累積投資勘定を設けた日か</u> <u>ら10年を経過した日および同日の翌日以</u> <u>後5年を経過した日ごとの日をいいま</u> <u>す。)から1年を経過する日までの間(以</u> <u>下「確認期間」といいます。)に確認いた</u> <u>します。</u></p> <p>(1) <u>当社がお客さまから租税特別措置</u> <u>法施行規則第18条の12第4項に規定</u> <u>する住所等確認書類の提示または租</u> <u>税特別措置法施行令第25条の13第9</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</u></p> <p><u>(2) 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所</u></p> <p><u>2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座にかかる累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u></p> <p><b>第11条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</b></p> <p><u>1 お客さまが、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p> <p><u>2 お客さまが、当社に開設した非課税口</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月10日までに、当社に対して「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第21項の規定を適用します。</u></p> <p><u>3 平成36年1月1日以後、お客さまが当社に開設した非課税口座（当該口座に平成35年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り、）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p>	
<p>第12条 （現行どおり）</p>	<p>第10条 （省 略）</p>
<p>（削 除）</p>	<p>第11条（他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等）</p>
<p>第13条（非課税口座取引である旨の明示） （現行どおり）</p>	<p>当社は、第5条第1項第1号ロおよび第9条第2項第1号にもとづく移管は、<u>租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号または第2号の定めるところにより行います。</u></p>
<p>第14条（異動、出国、死亡時の取扱い） （現行どおり）</p>	<p>第12条（非課税口座取引である旨の明示） （省 略）</p>
	<p>第13条（異動、出国、死亡時の取扱い） （省 略）</p>

改 定 後	改 定 前
<p><b>第 15 条 (契約の解除)</b></p> <p>1 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>(4)～(5) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p><b>第 14 条 (契約の解除)</b></p> <p>1 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>(4)～(5) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>
<p><b>第 16 条 (合意管轄)</b> (現行どおり)</p>	<p><b>第 15 条 (合意管轄)</b> (省 略)</p>
<p><b>第 17 条 (約款の変更)</b> (現行どおり)</p>	<p><b>第 16 条 (約款の変更)</b> (省 略)</p>
<p>附則 <u>この約款は平成 29 年 10 月 2 日より適用させていただきます。</u></p>	<p>附則 <u>この約款は平成 29 年 7 月 25 日より適用させていただきます。</u></p>